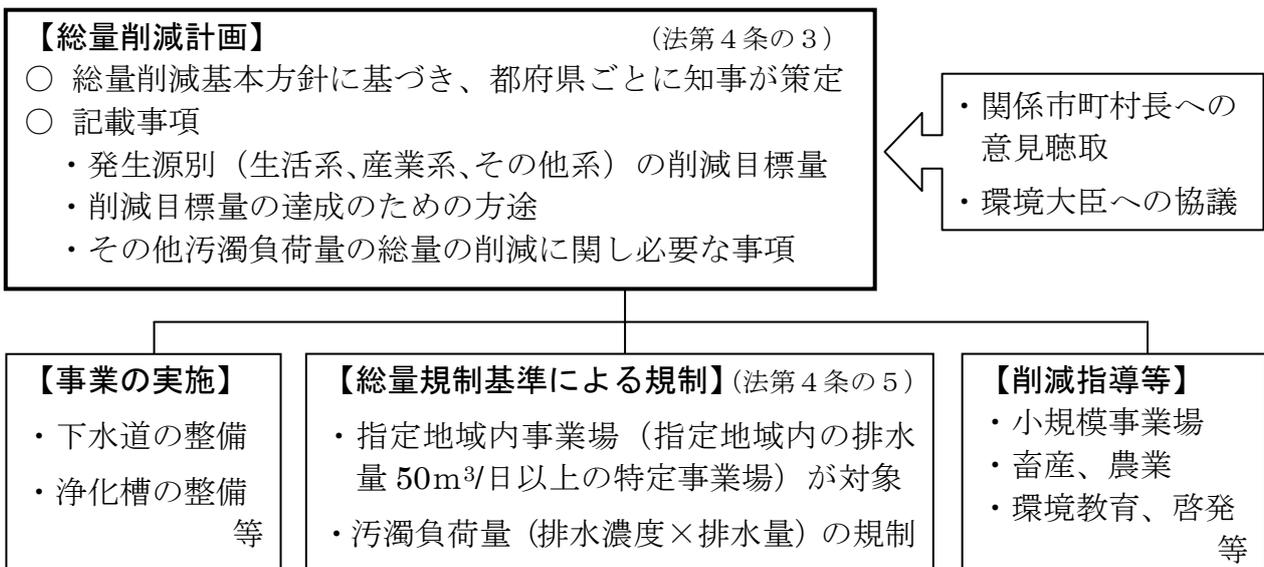


総量削減計画の概要

1 水質総量削減制度の概要

- 水質総量削減制度は、広域的な閉鎖性海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海）の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法に基づき、化学的酸素要求量（COD）、窒素及びりんに係る汚濁負荷の削減目標量、目標年度等を定め、総合的・計画的な水質保全対策を推進するものである。
- 昭和55年度以降、7次にわたり総量削減計画を策定し、その取組により汚濁負荷量を削減してきたが、未だ環境基準達成に至っていないため、引き続き汚濁負荷削減等の各種対策を推進する。
- このため、県は、国が定めた総量削減基本方針（平成28年9月30日）を踏まえて、平成29年6月27日に第8次の総量削減計画を公告するとともに、一定規模以上の事業場に対する総量規制基準を告示した。

● 水質総量削減制度の仕組み



● 伊勢湾(三河湾を含む。)における指定水域及び指定地域

指定水域は、右図に示すとおり、伊良湖岬から大王埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた区域である。

指定地域は、愛知県においては、天竜川水系である北設楽郡の一部と渥美半島の太平洋側の一部を除いて、ほぼ全域が指定地域となっている。



2 第8次総量削減計画の概要

発生源別削減目標量

目標年度（平成31年度）における発生源別の削減目標量については、下水道や浄化槽の整備、事業場の操業状況の将来予測などを勘案し、以下のとおり設定した。

総量削減計画における発生源別の削減目標量

単位：トン/日

	COD負荷量		窒素負荷量		りん負荷量	
	削減目標量	H26年度実績	削減目標量	H26年度実績	削減目標量	H26年度実績
生活排水	40	43	26	27	2.0	2.1
産業排水	25	27	13	13	1.1	1.2
その他	9	9	18	18	1.3	1.3
合計	74 (6.3%)	79	57 (1.7%)	58	4.4 (4.3%)	4.6

(注) 1 その他は、畜産、水田や畑等の農地、山林等からの汚濁負荷量

2 削減目標量の（ ）内は、平成26年度実績に対する削減率

削減目標量の達成のための方途

1 事業の実施

[生活排水処理施設の整備等]

全県域污水適正処理構想に基づき、下水道等の生活排水処理施設を整備するとともに、窒素含有量及びりん含有量の削減を踏まえた高度処理化、適正な維持管理の徹底等の生活排水対策を進める。

- 下水道の整備
 - ・ 処理人口5,504千人を目標（H26年度：5,195千人）として整備を推進する。
 - ・ 合流式下水道の改善を推進する。
- 合併処理浄化槽の転換促進等
 - ・ 既設の単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換の促進を図る。
 - ・ 補助対象基数10,000基（H27～31年度累計）を目標として整備を促進する。
- 農業集落排水処理施設等の整備
 - ・ 農業集落排水処理施設について、処理人口244千人を目標（H26年度：238千人）に整備を推進する。
- 浄化槽及びし尿処理施設の維持管理の徹底 等

2 総量規制基準による規制

[総量規制基準の設定]

指定地域内事業場に対する総量規制基準を適切に設定し、その遵守を徹底する。

3 削減指導等

[その他の汚濁発生源に係る主な対策]

- 生活排水対策に関する基本方針により生活排水対策を推進する。
- 総量規制の対象とならない小規模の工場・事業場に対して「小規模事業場等排水対策指導要領」により、汚濁負荷量の削減を指導する。
- 肥料等の適正使用による農地からの汚濁負荷量の削減を図る。
- 家畜排泄物の適正な処理の推進、エネルギー利用の検討を進める。

[環境教育、啓発等]

- 「愛知県環境学習等行動計画」に基づき、継続的・発展的な環境学習を推進する。等

その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

- しゅんせつ・覆砂、干潟の保全・造成、窪地の埋戻し等を実施する。
- 港湾等において、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用に努める。
- NPO、漁業者、民間企業等の多様な主体との連携・協働の取組を推進する。
- 中小企業者等に対して、融資制度等により支援を行う。 等

(注) 下線は第8次総量削減計画で新規に追加した事項を示す。

3 総量削減計画等の策定過程及び策定後のスケジュール

平成28年 9月30日	環境大臣が総量削減基本方針を策定
11月 8日	愛知県環境審議会へ諮問
平成29年 1月31日	県民意見募集（パブリックコメント）実施（～3月1日）
3月29日	愛知県環境審議会から答申
3月29日	関係市町村長への意見聴取終了（意見なし）
5月30日	環境大臣への協議終了（異存なし）
6月27日	愛知県公報において総量削減計画の公告 併せて総量規制基準の告示

平成29年 9月 1日	新增設事業場に対する総量規制基準の適用
平成31年 4月 1日	既設事業場に対する総量規制基準の適用